

第1回委員会	
資料1	2025/5/15

○施設整備基本構想検討委員会設置要綱

令和7年3月3日要綱第2号

施設整備基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 蕨戸田衛生センター組合（以下「組合」という。）の施設整備の基本構想策定に関し、必要な事項を検討するため、施設整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備基本構想に関すること。
- (2) その他施設整備基本構想に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、管理者が委嘱し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 市民代表（蕨市、戸田市の関連団体選出） 2名以内
- (3) 市民代表（公募） 2名以内
- (4) 蕨戸田衛生センター組合連絡協議会 3名以内
- (5) 蕨市、戸田市及び組合職員 3名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、管理者が委嘱し、又は任命した日から施設整備基本構想策定終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又はその者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、第2条各号に掲げる事項の調査、研究のために作業部会を置く。

- 2 作業部会は、蕨市、戸田市、蕨戸田衛生センター組合三者協議会設置要綱（令和4年蕨

戸田衛生センター組合要綱第1号)第3条に規定されている組織とする。

(謝金)

第9条 第3条第1号から第4号に規定する委員が会議に出席した場合、謝金を支払うことができる。

2 前項に規定する謝金の額は、管理者が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、組合施設課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。